

## 著作物利用許諾契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と著作物利用許諾者 株式会社みちのく計画(以下、「乙」という。)は、青森県と乙の共同著作物である「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000数値地形図」(以下、「数値地形図データ」という。)の利用許諾に関し、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(数値地形図データ)

第1条 本契約の対象となる数値地形図データは、次号に定めるものとする。

- (1) 青森県縮尺1/2,500地形図  
製品番号(k-1)DMデータファイル及び同説明書  
製品番号(k-2)作図データファイル
- (2) 青森県縮尺1/10,000地形図  
製品番号(k-3)DMデータファイル及び同説明書  
製品番号(k-4)作図データファイル

(定義)

第2条 本契約における用語の意義は、次項に定めるところによるものとする。

- 2 「甲の二次的著作物」とは、甲が数値地形図データを利用し二次的に創作した著作物をいう。
- 3 「利用者」とは、著作物利用許諾を受けたものをいう。
- 4 「使用者」とは、別紙に定めた利用部署に属する職員、社員をいう。
- 5 「第三者」とは、甲及び青森県並びに乙以外のものをいう。
- 6 「複製」とは、別紙に定める数量及び利用部署を超える数値地形図データの複製行為をいう。
- 7 「貸与」とは、上記第6項を目的に、数値地形図データ又は甲の二次的著作物を第三者に貸し出すことをいう。
- 8 「刊行」とは、甲の二次的著作物を紙地図又は電子媒体で刊行することをいう。
- 9 「公衆配信」とは、甲の二次的著作物をインターネット等を利用して公衆に配付することをいう。
- 10 「管理運営事業受託者」とは、青森県と乙が締結した「青森県縮尺1/2,500数値地形図更新事業の管理運営に関する協定書」第6条の規定によって委託した著作物の販売代理人をいう。

(知的財産権)

第3条 数値地形図データの著作権およびその他の権利は、青森県及び乙に帰属する。

(利用許諾の内容)

第4条 乙は甲に対して数値地形図データに関し、非独占的譲渡不能な使用権を許諾する。

- 2 甲は本契約及び別紙の内容に従い、数値地形図データのうち別紙に定める著作物を次号の利用に限り使用できるものとする。
  - (1) 乙が提供する出力図から別紙に定める数量の複製する行為。
  - (2) 複写機(陽画印刷機、コピー機)を用いて、数値地形図データの図郭の全面もしくは一部分を等倍または縮小の複製(以下、「コピー」という。)する行為。また、住民向け及び顧客向けコピーサービスを目的としたA3サイズまでのコピーを含む。
  - (3) CD-ROM等から、別紙に定めた利用場所かつ数量のパーソナルコンピュータおよびサーバ(以下、「PC等」という。)へ格納する行為。
  - (4) CAD、画面処理ソフト及びGIS等のソフトウェアを用いた数値地形図データの閲覧、プリンター及びプロッターによる外部出力、もしくは刊行を目的としない次号に定める行為。
  - (5) 甲の二次的著作物の創作を目的とした次の著作物の利用。ただし、各種主題情報が原著物と完全に分離可能な場合、各種主題情報は利用者の独自著作物と見なす。
    - ア) 共同著作物を基図とし、その上に各種主題情報を付加して創作した著作物
    - イ) 共同著作物を縮小編集(改変又は翻案)した著作物、及びその上に各種主題情報を付加して創作した著作物
  - (6) 内部資料等としての以下の利用
    - ア) 会議用資料(庁内用、外部説明会用)
    - イ) 広報紙、学会誌等への掲載

- ウ) 行政書類・各種申請書類への添付
- エ) 縦覧資料、公報登載、展示
- オ) 野外調査用ベースマップとしての利用
- カ) 国等への調査資料としての提供

(甲の遵守すべき事項)

第5条 甲が青森県と乙の著作権を侵害した場合は、甲が一切の責任を負うものとする。

- 2 甲は、数値地形図データに関して、本契約に明示的に許諾されている場合、および本条第2項の規定により特に許諾を得た場合を除いて、有償無償に関わらず、次の各号に該当する行為はできないものとする
  - (1) 第三者への譲渡行為。
  - (2) 複製行為。
  - (3) 貸与行為。
  - (4) 甲の二次的著作物を刊行する行為。
  - (5) 公衆配信する行為。
- 3 甲が前項第二号乃至第五号の行為を行おうとするときは、事前に乙と協議し、乙の許諾を得るものとする。また有償による前第四号および第五号を行う場合、利用許諾申請書の再提出を行うものとする。
- 4 測量法および著作権法を遵守すること。

(数値地形図データの管理)

- 第6条 甲は、青森県と乙が無断利用の予防措置を講じていることを周知徹底し、著作物及び二次的著作物の無断利用及び外部への流出防止のための措置を行うものとする。
- 2 甲は、甲に所属する職員に本契約の趣旨を徹底させるため、著作権を管理する部署を別紙のとおり定め、適切な保管・管理を行うものとする。
  - 3 甲は、前項の管理部署の諸元(部署名、責任者及び連絡先) または組織改変に伴う利用部署名が変更した場合、遅滞無く乙に報告を行うものとする。

(提供、設置、検査)

- 第7条 数値地形図データの提供、設置、検査に係る甲の手続きは次項に定めるとおりとする。
- 2 数値地形図データのうちデジタルファイルは各号に定めるとおりとする。
    - (1) 乙は契約後30日までに、別紙に定める媒体を管理部署に納入する。この数値地形図データを甲のコンピュータに設置(インストール)する作業は甲の責任において行う。
    - (2) 甲は、数値地形図データの受領後すみやかに数量違いまたは品違い、または物理的瑕疵がないか検査するものとする。なお、納入後30日以内に乙に対して書面による何らかの申し入れがないときは、甲により異議なく受領されたものとみなす。
    - (3) 乙は、前項の期間内に甲からの書面により、数量、品違い、破損がある旨の申し入れを受けたときには、無償で代品を納入する。

(著作権使用料)

- 第8条 甲は著作権使用料の支払いにより、内部利用の目的による第4条第2項の各号に定める利用が可能となる。但し甲が次の各号による利用を行う場合は、利用許諾契約の変更を行い、同契約書に定めた再販著作権使用料を乙に支払わなければならない。
- (1) 有償刊行
  - (2) 有償の公衆配信
  - (3) 利用許諾条件を超えた利用

(甲の二次的著作物の自由利用)

- 第9条 第三者の著作権法第五款に定める著作権の制限(以下「自由利用」という。)により、甲が第三者から自由利用の通知及び補償金の支払を受ける場合、もしくは独自に第三者の自由利用を知り得た場合、甲は遅滞無く乙に報告を行うものとする。
- 2 甲が第三者から補償金の支払を受ける場合、甲は、青森県及び乙の三者間で分配金について協議し、別途契約書の締結を行う。

(秘密保持)

- 第10条 甲と乙は、数値地形図データおよび相手方から秘密である旨指定された情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密に保持するものとし、相手方の事前の書面による同意がない限

り第三者に開示または漏洩してはならないものとする。但し次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 受領当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。
  - (2) 開示前に受領当事者が適法に保有していた情報。
  - (3) 開示制限を受けない第三者が受領当事者に適法に開示した情報。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が前項の規定に違反し、相手方に損害を与えたときは、当該損害の賠償を行うものとする。

#### (保証)

- 第11条 乙は数値地形図データが公共測量の成果又は関連する著作物であることを保証する。
- 2 乙は数値地形図データが甲の利用目的に適合することについて保証しない。
  - 3 乙は著作物の地図及びデータが実際の地形、地物、実際の統計と完全に一致することを保証しない。
  - 4 数値地形図データに瑕疵が確認された場合には、乙が無償瑕疵補修を行うものとし、修正データと交換する。但し甲が数値地形図データを変更及び加工あるいは契約に違反して数値地形図データを使用した場合は、保障の対象外とする。
  - 5 瑕疵担保期間は、次回地形図更新事業による共同著作物の更新か、平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

#### (免責・賠償)

- 第12条 乙の甲に対する損害賠償責任は、甲が直接披った通常損害に限定し、甲の既に支払い済みの対価の総額を超えないものとする。
- 2 甲が数値地形図データを使用したことにより、第三者から甲に対して知的財産権の侵害の申立等(以下、「申立等」という。)が提起されたときは、乙は次の各号に掲げる事項を条件として、乙の費用と責任でこれを防御するとともに、確定した費用および損害賠償金を甲に支払うものとする。
    - (1) 甲が当該申立等を提起された日から30日以内に、乙に対し書面で申立等内容を通知すること。
    - (2) 甲が当該申立等を防御し解決するために必要な情報、援助を乙に与えること。
    - (3) 甲がその防御および解決に関連する全ての交渉する権限を乙に与えること。
  - 3 甲が本契約に定める使用条件を遵守せず、問題が発生した場合には、甲は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、乙に何等の迷惑または損害を与えないものとする。
  - 4 甲が数値地形図データに関する青森県及び乙の知的財産権を侵害したとき、または前項において乙に損害を与えた場合、甲は乙に対して損害賠償責任を負うものとする。
  - 5 第10条の規定に関わらず、甲と乙が同条の規定に違反し相手方に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

#### (地位譲渡の禁止)

- 第13条 甲と乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の権利義務またはその地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとする。

#### (契約期間および解除)

- 第14条 契約期間は、契約日から別紙特記事項に明記した期日までとする。
- 2 甲が契約解除を申し出ない限り前項の期限以降、1年毎に契約の自動更新を行うことができる。但し平成30年3月31日を超えて利用することは出来ないものとする。
  - 3 前第1項及び第2項の規定に係らず、甲が利用中止を申し出た場合は、それをもって契約の終了とする。
  - 4 甲と乙は、相手方が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後15日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができる。
  - 5 甲と乙は、相手方に次の各号に該当する事由の一が生じたときには、直ちに本契約を解除することができる。
    - (1) 本契約違反の程度が著しく、信頼関係の回復が困難であるとき。

#### (契約終了後の措置等)

- 第15条 本契約が解除または甲の利用中止によって本契約が終了したときは、甲は直ちに数値地形図データを削除・消去し、確実に実行したことを明記した誓約書を乙に提出しなければならない。

2 前条の解除原因が乙に存し、甲が本契約を解除したときは、乙は甲に支払い済みの対価を限度として甲に損害の賠償をする。

3 前条の解除原因が甲に存し、乙が本契約を解除したときは、解除によっても甲の代金支払債務は免責されないものとする。甲の解除原因が前条第4項、或いは第5項第1号に該当するときは、甲は乙に生じた損害を賠償する。

(契約の変更)

第16条 本契約の変更は、両当事者の権限ある代表者または代理人が記名捺印した文書によるのみ行うことができる。

(残存条項)

第17条 本契約が解除により終了した場合であっても、第9条、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条の規定は引き続き効力を有する。

(協議)

第18条 本契約に関して疑義が生じた場合、甲と乙は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第19条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、青森地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上契約の証として本契約書2通を作成し、甲と乙の記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲(利用者)

乙(著作物利用許諾者) 青森県青森市浜館一丁目14番地3  
株式会社みちのく計画  
代表取締役 間山克子

著作物利用許諾契約書 別紙

別紙として、著作物の利用許諾申請書の複製（コピー）を添付する